



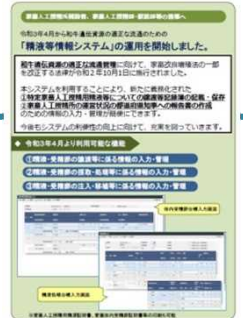
- ★三八地域県民局地域農林水産部八戸家畜保健衛生所
- ★三八畜産衛生協議会

家畜人工授精所開設者、家畜人工授精師・獣医師等の皆様へ

## 「精液等情報システム」の運用が開始されます

令和3年4月から和牛の精液・受精卵などの「遺伝資源」の適正な流通を目的とした「精液等情報システム」の運用が開始されます。

- 特定家畜人工授精用精液等(和牛精液・受精卵)についての譲渡等記録簿の記載・保存
  - 家畜人工授精所の運営状況の都道府県知事への報告書の作成 など
- ➡ 利用可能な機能は順次追加される予定です。  
➡ 詳細は、別添の農林水産省のチラシをご覧ください。



### 「精液等情報システム」の利用について～Q & A～



Q1 「精液等情報システム」は今すぐ利用開始できるのですか？

A1 実は、**今すぐ利用できるわけではありません。**  
システムの利用開始に当たっては**初期設定のため、利用者ごとにIDを取得しておく必要があります。**



Q2 IDはどうやって取得するのですか？

A2 今後、**県が県内の利用希望者の調査を実施し、希望者に新規のIDが配布される予定です。**  
以降は利用希望申出があった際に随時対応予定です。



Q3 家畜人工授精所の開設者は今後必ずこのシステムを利用して精液等を管理しなくてはならないのですか？

A3 **システムの利用は任意**ですので、これまでどおりの台帳等で管理していただいても構いません。  
ただ、システムを利用することで家畜人工授精簿や授精証明書の出力、運営状況報告書の作成などが簡便にできるようになる予定ですので、是非利用をご検討ください。



三八地域県民局地域農林水産部 八戸家畜保健衛生所  
TEL: 0178-27-7415 FAX: 0178-27-7418  
土日祝祭日の場合は、家保携帯 090-7069-7714

# 家畜人工授精所開設者、家畜人工授精師・獣医師等の皆様へ

令和3年4月から和牛遺伝資源の適正な流通のための

## 「精液等情報システム」の運用を開始しました。

**和牛遺伝資源の適正な流通管理**に向けて、家畜改良増殖法の一部を改正する法律が令和2年10月1日に施行されました。

本システムを利用することにより、新たに義務化された

①**特定家畜人工授精用精液等についての譲渡等記録簿の記載・保存**

②**家畜人工授精所の運営状況の都道府県知事への報告書の作成**

のための情報の入力・管理が簡便にできます。

今後もシステムの利便性の向上に向けて、充実を図っていきます。

### ◆ 令和3年4月より利用可能な機能

①精液・受精卵の譲渡等に係る情報の入力・管理

②精液・受精卵の採取・処理等に係る情報の入力・管理

③精液・受精卵の注入・移植等に係る情報の入力・管理

No.	種別	雌畜飼育場番号	雌畜番号	譲渡年月日	譲渡獣医師	注入・採種区分	種畜証明番号
1		2200010025 1111110008	あやめ 種雄牛1	5 令和 3 / 2 / 5	11	3 授精	1111110008
2		2200010018	つばき	5 令和 3 / 2 / 5			
3		2200010056 1111130006	ぼたん 種雄牛3	5 令和 3 / 2 / 5			

体内受精卵台帳入力画面

No.	種別	種雄牛	採取日時	pH	色	性状	精子数	生存率	品質	分付本数	総取量(ml)
1		種雄牛1	9:40	6.9	1 乳白	3 +++	14.4	80.0	1	176	6.0 32 44
2		種雄牛2	9:45	6.4	0 無	70 1 +	9.5		1	14.7	
3		種雄牛3	9:51	6.4	0 無	70 3 +++	12.7	80.0	1	228	9.0 39 57

精液処理台帳入力画面

※家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書等の印刷も可能

令和3年分の都道府県知事への報告から可能となります。

## ◆ 今後の開発予定

①家畜人工授精所の運営状況の報告書の都道府県への提出

②種付台帳・家畜人工授精簿の管理・出力

③授精証明書・受精卵移植証明書の出力

④スマートフォン等での情報の入力・管理・出力

…etc

今後システム上で、様々な事務への対応が簡便にできるようになります。

種付台帳 (精液採取台帳)		種畜証明書番号
種畜登録	名前	
	家畜登録機関名	
	登録番号	
	種類及び品種	

第 号 授精証明書		名前
精液を注入した雌畜	家畜人工授精用精液証明書番号	
	名前	
	家畜登録機関名及び登録番号	
	種類及び品種	
	毛色及び特徴	
	生年月日	



## ◆ システムの利用開始手続について

①精液等情報システムURL:

「<https://www.lgrm.jp/imart/login>」からログインしてください。

※(一社)全国肉用牛振興基金協会(以下「基金協会」)HPに「精液等情報システム」へのリンクを掲載しています。以下の初期設定後にログインが可能となります。

②利用開始に当たっては、初期設定のため、ID・家畜人工授精所名等をヘルプデスク(基金協会)メールアドレス「[lgrm@nbafa.or.jp](mailto:lgrm@nbafa.or.jp)」に送付願います。(設定終了後メールを返信します。)

③利用を開始するための新たなID等の配布を希望される方は、以下のお問い合わせ先や都道府県の畜産担当課にご相談ください。(今後調査を行う予定です。)

④操作方法等に関する御質問は、「[lgrm@nbafa.or.jp](mailto:lgrm@nbafa.or.jp)」にお問い合わせください。



家畜改良増殖法・精液等情報システムに関する制度についてのお問い合わせ先  
農林水産省 生産局 畜産部 畜産振興課

家畜遺伝資源管理保護室

電話:03-3502-8111(内4913) メール:[chikushin207@maff.go.jp](mailto:chikushin207@maff.go.jp)